

第9章 日中戦争・第二次世界大戦下の聖公会教会と女学校

日中戦争から第二次世界大戦下の時代、キリスト教は交戦国であるイギリス・オランダ・アメリカ合衆国等の宗教であり、とりわけイギリス国教会系である聖公会とその系列の聖公会系女学校は宗教教育の禁止を含めた弾圧をうけた。日本のガールガイドである女子補導団も1942（昭和17）年1月に解散した。本章では、日中戦争・第二次世界大戦下の聖公会教会と補導団関係の女学校について概観したい。以下では、15年戦争と中等教育を概説し（第1節）、宗教団体に対する国家統制をはかった宗教団体法と日本聖公会（第2節）、外国人宣教師と教員の帰国を含めた戦時下の香蘭、プール、松蔭、東京女学館について（第3節）、戦時下における学校の組織変更について（第4節）、それぞれ私立学校の個性でもあった各校への戦時学生標準服の導入（第5節）、戦争継続にともなう国家総動員法と勤労働員（第6節）、さらに、学校報国隊の結成、女子勤労働員の経緯（第7節）について述べる。先に述べたように女子補導団は対アメリカ、イギリス開戦後の1942（昭和17）年に解散したが、その背景にある戦時下の女子教育について補導団活動の行われていた四つの女学校を中心に検討したい。

次に示す文書は、戦時中の香蘭女学校に勤務していた教職員の手によるものである¹。

私の勤めていた香蘭女学校は英国系聖公会に所属していたために、戦時中は特に警察や憲兵隊の注視するところとなり、昭和19年の3月に園芸科の教師が突然憲兵に連行され、四十日間拘置。裁判の結果流言とスパイ行為という罪名で有罪。五年の執行猶予つきで服役—（中略）—同年七月には校長以下二名の教師が辞職に追いやられ、官選の校長が任命された。英語の辞書や聖書は没収焼却され、毎朝の礼拝は軍国訓話に変わった。校舎のうち本館は城南地区師団司令部に占領され、特別教室は鬼足袋、北辰電気の工場と化した。三〇〇名ほどの生徒のうち高学年は校外の工場へ、低学年生は学校工場に動員されていた。

—（中略）—

一方生徒は礼拝がなくなったのでせめて聖歌だけでも歌いたいと訴えたが拒否され、教室の黒板には校長に対する批判や落書きが目立つようになった。私はこの落書きを消して歩く役を命ぜられた。このころ憲兵のいやがらせや圧力が生徒や職員の家庭にまでじわじわと及びはじめた。

十二月二十五日、「必勝の信念、必死のご奉公」と唱和して始まった。夕方工場の帰りに母校へ立寄った数人の生徒が、事務所に居残っていた私のところに来て「今日はクリスマスだから聖歌うたってもいいでしょう」と言った。私も歌いたかった。ちょうど砂原美智子（オペラ歌手）さんが就任して間もない時だったので、彼女をかつぎ出しその職権（都の私学課から推薦をうけて芸能科音楽の教師として採用、専ら愛国行進曲のようなものの指導に当たった）を利用して、体育館のピアノを囲んで歌うこと

にした。はじめは小さな声で歌っていたのがいつの間にか大勢のコーラスになり、職場を離れてきた生徒たちの美しい声と涙で、暗幕を張りめぐらした体育館も温かくゆれていた。慌てて自宅からとび出してきた校長もこの光景にとまどったか、「早く、工場に帰りなさい」と言っただけで去ってしまった。心からのクリスマス賛歌だった。翌二十年五月二十四日夜の空襲により校舎は全焼した。師団司令部も兵隊もいち早く逃げて、最後までバケツで水をかけていたのは小使いさんだったとか。まだ煙の消えていない焼け跡に私がたどりついた時、校長は鍋釜と一緒に焼け残った校庭の隅にあるお祈り堂に避難していた。

そして八月十五日終戦。数日後復校の宣言式のようなものがあつた。理事長の佐々木鎮次主教は拷問によって傷めた足をひきずりながら焼跡に立ち、まず神に感謝の祈りを捧げ、つづいて全校生と教職員に向い復校の宣言をし、さらに校長の罷免を発表した。丁度そのとき正門からリヤカーをひいた男が近づき、校長に耳うちし奉安殿を取りに来たと告げた。近くの八幡神社の神主とか。全員注目の中、校長と男は奉安殿に向い拍手を打ち扉を開けた。中からブリキ状の鏡が出てきた。爆笑！権力は解体されリヤカーとともに退散した。

私たちは久しぶりに心の底から笑った。青空に向けた目からは止めどなく涙が溢れた。

以上は、第二次世界大戦下の聖公会系女学校の状況を象徴的に示している。警察、憲兵隊による監視、教員と教育内容の管理と統制、学校施設の軍部による接收、勤労働員と学校工場、教職員の心情、アメリカ戦略空軍による空襲、さらに1945年8月15日以降の変化も端的に描写している。

本章では、女子補導団が活動を停止した背景となる十五年戦争下での教育、宗教法人法の問題、女学校の状況について具体的理解を試みたい。

第1節 十五年戦争と中等教育

大正期末からの経済不況は昭和期に入って、さらに恐慌として深刻化した。日本は、経済的な閉塞状況の打開策として1931年3月の「満州事変」以降、中国大陸への軍事侵攻をすすめ、日本対外関係は緊張度を増すことになった。一方で、国内的には思想統制がすすみ、その一環として学校への統制と干渉が強化されていった。1937（昭和12）年に日中戦争が始まり、同年には内閣総理大臣の諮問機関として教育審議会が設置された。『国体の本義』（文部省思想局・1937年12月）によって『古事記』、『日本書紀』を引用した天皇を中心とする君民一体の家族国家が全初等中等学校および社会教育関係団体を通じて徹底されていった。教育審議会でも国民精神総動員に一致するかたちで教育課程、制度があらためられ、その目的も皇国民練成におかれた。

1938（昭和13）年からは国家総動員法にもとづく集団勤労作業が始まり、文部省

は翌1939年3月、文部省は中等学校に対して集団勤労作業を暫時恒常化していくことを求めた。1941年2月になると年間30日以内の食糧増産のための勤労奉仕が要綱として示され（青少年学徒食料飼料等増産運動への参加指示）、さらに中高等学校に学校報国隊が結成された。1943（昭和18）年には「学徒戦時動員体制確立要綱」、1944年3月「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」の閣議決定により軍需工場への動員が本格化した。生徒の通年動員とアメリカ戦略空軍による日本の都市部への無差別絨毯爆撃も開始され、中等教育機関の授業はほぼ継続不可能な状態になっていた。1945（昭和20）年3月の「決戦教育措置要綱」によって国民学校初等科を除く授業は同年4月1日から翌年3月まで停止が決定された。

第2節 宗教団体法と日本聖公会

1931（昭和6）年の「満州事変」、さらに1937（昭和12）年の日中戦争開始以降、国粹主義がより高揚し、キリスト教会に対する圧迫が加わりはじめた。社会不安が増大する中で、多くの新興宗教結社が活動を進めていたが、1935年から1939年にかけて、大本教、ひとのみち教、天津教、天理教系会派関係者の多くの検挙者・起訴された。それぞれ治安維持法違反ならびに不敬事件・結社禁止に関する問題であった。この時期「キリスト教、仏教等において、その教理・宗義等における反国体的言説・思想が厳密な調査検討を受けるものが少なくなく、それらの団体の内外から排撃・刷新を呼ぶ声も強まり、その『自由主義』『国際主義』『現状維持的平和主義』などが攻撃を受け」、「とくにプロテスタント派の多くのクリスチャンをはじめ多くの宗教者が、反戦・非戦や不敬（神社不参拝・神棚不祀・宮城遙拝拒否・その他）の言動について『要注意』²となった。教団内部の当時の社会状況への対応とキリスト教の「日本化」をめぐる考え方の違い、教会の自給独立（外国からの経済的支援離脱）等の動きも起こった。1938年3月には「大阪憲兵隊の特高課長が、大阪のキリスト教牧師たちに、天皇とキリスト教の神との関係、勅語とバイブル、神社参拝などについて一三項目の質問状を発して回答を求め」、「立教大学では、配属将校が、礼拝堂の十字架を破壊する事件」³もあった。

挙国一致体制は、すべての宗教団体に対し「国体明徴」「尽忠報国」の一翼を担うことを求められていった⁴。そのひとつとして、文部省が1927（昭和2）年から提出・成立を試みていた宗教団体法が、1939（昭和14）年に成立した（同年4月8日公布、翌1940年4月11日施行）。これは、教派神道、仏教、キリスト教の宗教団体、寺院、教会に一定の規則を作成させて文部大臣の認可を受けさせようというものであり、神社のみが宗教団体の規制外におかれた。内容としては、①各教団は文部大臣の認定を受け、監督・認可を受けつつ活動すること（第三、四、五条）②地方において教会は地方長官の承認を受けること（第六、九条）③宗教上の活動・行事が「国家」の安寧秩序と臣民の義務に背かないという制約、そのための監督と禁止、罰則が明記された（第十六、十七、十八、二十六条）。文部大臣の管轄下に入らない場合、道府県知事に結社の届けを出さざるを得なく

なり、その場合内務大臣の監督下で厳しい取り締まりを受けることを意味することになった。その関連する条文を示すと下記の通りである⁵⁾。

第一条 本法ニ於テ宗教団体トハ神道教派、仏教宗派及基督教其ノ他ノ宗教ノ教団（以下単ニ教派、宗派、教団ト称ス）並ニ寺院及教会ヲ謂フ

第二条 教派、宗派及教団並ニ教会ハ之ヲ法人ト為スコトヲ得寺院ハ之ヲ法人トス

第三条 教派、宗派又ハ教団ヲ設立セントスルトキハ設立者ニ於テ教規、宗制又ハ教団規則ヲ具シ法人タラントスルモノニ在リテハ其ノ旨ヲ明ニシ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス教規、宗制及教団規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名称
- 二 事務所ノ所在地
- 三 教義ノ大要
- 四 教義ノ宣布及儀式ノ執行ニ関スル事項
- 五 管長、教団統理者其ノ他ノ機関ノ組織、任免及職務権限ニ関スル事項
- 六 寺院、教会其ノ他ノ所属団体ニ関スル事項
- 七 住職、教会主管者、其ノ代務者及教師ノ資格、名称及任免其ノ他ノ進退並ニ僧侶ニ関スル事項
- 八 檀徒、教徒又ハ信徒ニ関スル事項
- 九 財産管理其ノ他ノ財務ニ関スル事項
- 十 公益事業ニ関スル事項

教規、宗制若ハ教団規則ヲ変更セントスルトキ又ハ法人ニ非ザル教派、宗派若ハ教団ガ法人タラントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第四条 教派及宗派ニハ管長ヲ、教団ニハ教団統理者ヲ置クベシ

管長又ハ教団統理者ハ教派、宗派又ハ教団ヲ統理シ之ヲ代表ス

管長又ハ教団統理者欠ケタルトキ、未成年ナルトキ又ハ久シキニ互リ職務ヲ行フコト能ハザルトキハ代務者ヲ置キ其ノ職務ヲ行ハシムベシ

管長、教団統理者又ハ其ノ代務者就任セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五条 教派、宗派又ハ教団ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ合併又ハ解散ヲ為スコトヲ得教派、宗派又ハ教団ハ設立認可ノ取消ニ因リテ解散ス

第六条 寺院又ハ教会ヲ設立セントスルトキハ設立者ニ於テ寺院規則又ハ教会規則ヲ具シ第二項第五号ノ教会ヲ除クノ外予メ管長又ハ教団統理者ノ承認ヲ經、法人タラントスル教会ニ在リテハ其ノ旨ヲ明ニシ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

寺院規則及教会規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名称
- 二 所在地

- 三 本尊、奉斎主神、安置仏等ノ称号
- 四 所属教派、宗派又ハ教団ノ名称
- 五 教派、宗派又ハ教団ニ属セザル教会ニ在リテハ前号ニ規定スル事項ニ代ヘ其ノ奉ズル宗教ノ名称及教義ノ大要並ニ教師ノ資格、名称及任免其ノ他ノ進退ニ関スル事項
- 六 教義ノ宣布及儀式ノ執行ニ関スル事項
- 七 住職、教会主管者其ノ他ノ機関ニ関スル事項
- 八 檀徒、教徒又ハ信徒及其ノ総代ニ関スル事項
- 九 本末寺及法類ニ関スル事項
- 十 財産管理其ノ他ノ財務ニ関スル事項
- 十一 公益事業ニ関スル事項

寺院規則若ハ教会規則ヲ変更セントスルトキ又ハ法人ニ非ザル教会ガ法人タラントスルトキハ檀徒、教徒及信徒ノ総代ノ同意ヲ得前項第五号ノ教会ヲ除クノ外予メ管長又ハ教団統理者ノ承認ヲ經、地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

— (中略) —

第九条 寺院又ハ法人タル教会ハ命令ノ定ムル所ニ依リ宝物其ノ他不動産以外ノ重要ナル財産ニ付地方長官ニ於テ保管スル寺院財産台帳又ハ教会財産台帳ニ登録ヲ受クルコトヲ要ス、寺院財産台帳又ハ教会財産台帳ヲ閲覧シ又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スルコトヲ得

— (中略) —

第十六条 宗教団体又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ガ安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ、教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教団体ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第十七条 宗教団体又ハ其ノ機関ノ職ニ在ル者法令又ハ教規、宗制、教団規則、寺院規則若ハ教会規則ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ取消シ、停止シ若ハ禁止シ又ハ機関ノ職ニ在ル者ノ改任ヲ命ズルコトヲ得
教師法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ主務大臣ハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

第十八条 主務大臣ハ宗教団体ニ対シ監督上必要アル場合ニ於テハ報告ヲ徴シ又ハ実況ヲ調査スルコトヲ得

— (中略) —

第二十六条 教師又ハ布教者第十六条（前条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル制限、禁止若ハ業務ノ停止又ハ第十七条第二項（前条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル業務ノ停止ニ違反シタルトキハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス宗教団体又ハ宗教結社ニ対シ第十六条（前条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止アリタル場合ニ於テ当該宗教団体又ハ宗教結社ノ代表者其

ノ他ノ機関ノ職ニ在ル者、教師又ハ布教者制限又ハ禁止アリタルコトヲ知りテ其ノ行為ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ

以上である。なお、宗教法人法の施行に関して問題となったのは、主管官庁と地方官庁の監視と圧力の他に、文部省から教団認可の条件として五十の教会数と五千人の会員を要するという基準が示されたことにあった。「この条件を満たす教派は、ローマ・カトリック教会、ロシア正教会、日本基督教会、組合教会、メソジスト教会、バプテスト教会、ルーテル教会、日本聖公会の七つ」⁶のみであった。少規模の宗教団体ではこの基準に達しない多くの小教派が存在し、その存続のために日本キリスト教連盟を中心として教会合同の構想が急速に課題として浮上することになった。これは、キリスト教をはじめとした総ての宗教団体が当時の政府の管理統制下におかれる問題性を意味したが、カトリック会派、プロテスタント会派、ロシア正教会派それぞれが対応を模索した。その結果、プロテスタント会派では1941（昭和16年）6月25日に33教派が合同して日本基督教団（United Church of Christ in Japan）を結成した。しかし、この合同に日本聖公会は「複雑」な立場をとることになった。

日本聖公会はイギリスでの設立の歴史的経緯からしてカトリックとプロテスタントの中間的存在といわれる。その組織成立時から「教会再一致」を理念のひとつとして掲げ、ローマ・カトリック、プロテスタント両教会派に対応したブリッジチャーチ（Bridge Church）という自負も擁していた。プロテスタント教会が中心となり、1940（昭和15）年、キリスト教連盟を中心とした「皇紀奉祝全国基督教信徒大会」が準備された8月になると文部省から教団設立認可申請を行なうための通告が行われ、「キリスト教新教合同」への参加が勧誘された。10月27日「皇紀奉祝全国基督教信徒大会」が青山学院で開催されると全基督教会の合同完成にむけた宣誓文が読み上げられることになった⁷。しかし、この信徒大会に先立って日本聖公会諸主教による協議により「この度の基督教連盟を中心として企図された教会合同には遺憾ながら参加できない」ことが表明された。さらに12月20日には、合同準備委員会代表と聖公会代表五主教が会見し、「聖公会は新教か旧教か」をめぐって懇談し、合同不能が言明されることになった⁸。

この時期、小説や映画には、宣教師と日本人牧師などをスパイとして扱ったものが登場し、天津問題により対英感情の悪化したこともあってロンドンに本部のある救世軍の植村益造たちがスパイ容疑で憲兵隊の取り調べを受けた。憲兵隊当局は文部省を通じて、自発的に万国本営から離脱し、防諜上の組織変更を救世軍に誓約させた。その結果、二名のイギリス人幹部が帰英してイギリスの本営との一切の関係を絶ち、名称も「救世団」と変更して再発足している。1940年9月には、賀川豊彦が日本基督教会の小川清澄とともに、「反戦平和的講演・評論」のため東京憲兵隊に検挙された。日本聖公会の場合、とりわけイギリスとの関係から教会と信者は軍部・警察から監視され、さらに一般の人々からも抑圧を受けるようになった。日本とアメリカ合衆国・イギリスとの関係が悪化するなかでイ

ギリス人を中心とした日本在住の教会関係者の帰国が始まり、同時に精神面と同時に経済的援助が断ち切れ、人事・財政両面での「自治自給断行」が課題となっていた⁹。

1941（昭和16）年3月、日本聖公会では教務院が中心となって宗教団合法に対応した教団設立認可申請書を提出し、同年4月には総会で「教団設立総会」としての決議が行われ、名出保太郎主教が統理者として推薦された¹⁰。その後、文部省との要請通知を経て1、教会名には「日本聖公会」の文字を冠すること、2、聖徒名を教会名に付することは廃止すること、が決定された。しかし、戦時体制の進行、アメリカ合衆国、イギリス両国との交戦状態を背景として聖公会の教団認可は困難度を増し、文部省からは日本聖公会の名称自体の非容認が言明された。聖公会の教務院では1942年3月までの単位教会の教会規則提出が指示されるが、このことは教区と主教制度の法的存続の否定につながる問題となった。この間、ローマ・カトリック教会は日本天主教団となり、合同したプロテスタント諸教会は日本基督教団として教団認可を受けていた。

このような動きの中で、1942（昭和17）年9月、日本聖公会大阪教区が日本基督教団に合同参加を表明し、また、東京教区においても日本基督教団加入の動きが生まれた。結果的に、聖公会全体の合同化についての動きは否定されたが、主教会議、教務院会議では統理者の推薦を受けていた大阪教区の名出保太郎主教は病気によって主教会議長は辞任した。その結果、佐々木鎮次主教が代努者に選出され、聖公会信仰の立場が表明されることになった。その際、聖公会の信仰擁護について協議され、11月6日に次の「大阪教区の合同に関する諸主教の声明書」が発表された。その概要は次の通りである¹¹。

- ①日本基督教団との無条件合同は聖公会のよって立つ所ではない。キリストの啓示を基にする点では、その信条を無視することになる。
- ②神定の教会は使徒職をその体制の基幹として伝承されてきたものである。これを単なる伝統機構としてみてはならない。この意味において教会が主教職を保持確守しなければならないのは、教会が神定の聖旨に添い、その恩恵によって存立するものであって、人為的結合であってはならない建前を堅持するものである。
- ③皇国基督教樹立に対する熱意は少しも人後に落ちるものではないが、キリスト教として存在する為に教会の本質を除外して大同団結によってのみ達成されるものではない。この点我らの所信を堅く主張する所以である。
- ④9月11日大阪教区主教ならびに補佐主教が日本基督教団との合同に関する決意を表明されたことは聖公会主教として前項1及び2にもとり、信仰擁護者である責務と相容れないものである。かつ主教聖別式の誓約にそむくものであるから、その決意を実行する時においては聖公会主教である職位を自ら解消したものであると言わざるをえない。
- ⑤大阪教区の運動に呼応して合同したものは自らその聖職位を離脱したものと認める。
- ⑥我らは信仰以外の事由によって教会主管者の合同加入を拘束もしくは牽制する者で

ないことを表明する。

この声明書の作成にあたっては、大阪教区名出・柳原両主教と東京教区松井主教が臨席し、次の主教が署名した。主教会議長代務者・中部教区主教佐々木鎮次、神戸教区主教・九州教区管理主教八代斌助、北関東教区主教蒔田誠、京都教区主教佐々木二郎、南東京教区主教・東北教区管理主教須貝止、北海道教区主教前川真二郎。この声明書は合同問題に対する主教会の態度を公的に表明したものである。これに対して合同派は次の様な点から合同の意味を主張した。概要は次の通りである¹²。

ア、教団認可が不可能となり、単立教会のままでは教会として十分な活動が出来ないし、「大東亜教化」の使命も果せない。日本聖公会は他と協力して皇国基督教の樹立に邁進しなければならない。

イ、日本基督教団は国民的発足をめざしているが、そこには基督教会の生命である「普公性」が欠けている。この「普公性」を日本基督教団に与えることが聖公会の役割である。さらに将来において天主公会（ローマ・カトリック教会）との再一致を実現する道を開くことにつながる。

ウ、唯一であるはずの基督教会が多数の教派に分立している状況を解消して日本において特色ある基督教を確立する。

エ、日本においてキリスト教会は一つになる母体は日本基督教団によって可能。そこで生れた教会の根本的性格は国民的普公教会であり、歴史的主教制を保持しなくてはならない。そのためにも日本聖公会は日本基督教団に合同し、そこに主教制を導入する。

対立の焦点になったのは、日本におけるキリスト教会再一致への展望、主教職の位置づけ等の問題と考えられる。なお、この問題は日本基督教団に合同した教会及び聖職の復帰問題等をめぐって、戦後に続く課題のひとつともなった。その際、根本にあるのは戦時体制において「交戦国の宗教」とりわけカンタベリー大主教をいなくイギリスとの関係をもつ聖公会に対する強い統制と弾圧があった事実、その中での状況判断によるものと捉えられる。

その後、教派の合同は政府の統制を容易にするものとなり、戦争目的遂行を目的とした「決戦態勢下基督教会実践要綱」「戦時布教方針」「決戦態勢宣言」等が伝達された¹³。なお、日中戦争から第二次世界大戦にいたる期間は、聖公会の教会と同様に系列のキリスト教系女学校においても戦時下の問題が続いた。それは、当時の都市部の女学校・高等女学校に共通するものであり、またキリスト教系女学校に特有の問題をも有していた。

第3節 戦時下の四つの女学校—外国人宣教師、教員の帰国

1937（昭和12）年7月の盧溝橋事件によって日中全面戦争が開始され、アメリカ合衆国・イギリスが蒋介石政権を支援したこともあって、日本の対米英関係はさらに悪化した。大阪のプール学院では、「中国における戦争が拡大していくにつれ、日英関係、日米関係はますます悪化し、日本に在住するイギリス人やアメリカ人は敵国人視されるようになる。ミス・トリストラムには警察の目が厳しく光り、1938（昭和13）年11月、突然、彼女はイギリスへ帰ってしまう」¹⁴ことになった。横浜埠頭からエンブレス・オブ・ロシヤ号から帰国するトリストラム（Miss Katherine Alice Salvin Tristram）を見送った卒業生は「先生にはなにををするにもスパイの目が光り、『いまの日本は、もう私のいられるところではありません』とおっしゃっておられました」¹⁵と証言している。同校では、ウィリアムス（Miss Agnes S. Williams）、ショウ（Miss Loretta Leonard Show）、ベイカー（Miss Baker）、バックス（Miss Mabel C. Baggs）、フォス（Miss Eleanor Foss M）、ダイアソン（Miss Kathleen Dyason）が在籍していたが、ベイカーが1938年10月、ウィリアムスが1939年7月、フォス、ダイアソン、ショウも1940年秋には帰国する。教会関係では、ハワード（Miss Rachel Dora Howard）がCMS関係者として在任し、1942年に離任した¹⁶。

松蔭高等女学校では、それぞれ英語を担当した、ドルイット（Miss Isabel Mary Druitt）が1939年、バイオレット・ウッド（Miss Violet Wood）1939年、ファウエルス（Miss Dorothy Mary Antoinette Fowells）が1940年、ラドフォード（ラドフォード主教の妻・Mrs. Enid Mary Hasdden Radford）が1941年に帰国した。東京女学館、香蘭で教え、補導会初期から活躍したウーレー（Miss Amy Katherine Woolley）は香蘭退職後、神戸に移り、1938年から1940年の在籍が確認できる¹⁷。なお、レオノラ・リー（Miss Leonora Edith Lea）は、帰国せずに戦時中も神戸で過ごしている¹⁸。

香蘭女学校は、すべて補導会・補導団に直接・間接にかかわった教員である。エドリン（Miss Constance Maria Annuntiata Townshend Edlin）が1938年に帰国、副校長を務めたタナー（Miss Lucy Katherine Tanner）は1940年12月に帰国、前述のウーレー（Miss Amy Katherine Woolley）は神戸に転出後、同僚のヘールストーン（Miss Mary Elenor Hailstone）とともに、1942年7月の日英交換船「龍田丸」で帰国している¹⁹。

東京女学館は聖公会が経営する学校ではないが、先に述べたように明治期の学校成立時に聖公会ミッションに多くを依存し、英語を中心に多くのイギリス人教員が授業を担当していた。大正期に英語の授業嘱託として着任し、関東大震災後に香蘭に移籍したウーレー（Miss Amy Katherine Woolley）が、1939年3月末まで英語の授業を担当した記録が残っている（先述したように、ウーレーはその後、神戸に移り1942年に帰国）。また、トロット（Miss Dorothea Elizabeth Trott）の1941年4月までの在籍記録がある。東京女学館で最後まで外国人として英語を担当したのはバークレーであり、1942年4月まで、英語の臨時授業嘱託としての記録がある²⁰。

一部の例外的存在を除いて、1941年夏までに大多数の教員が日本を離れ、その任は当初は日本人教員が担うことになるが、外国人教師が主に担当していた英語、宗教の時間そのものが停止に追い込まれていくのである。

第4節 戦時下における学校の組織変更

先にも述べたように、「1940年10月14日の皇紀2600年奉祝全国キリスト教徒信徒大会でプロテスタント諸派の合同の決意表明がなされた。しかし日本聖公会は、『信条』や『職制』についての審議が不十分であるとして、この合同に参加しなかった」²¹。

聖公会では教区によって合同に参加する動きもあったが、例えば神戸教区を例にすると、「主教の八代斌助を中心として終戦に至るまで合同に反対し続け一中略一特高警察に監視され、時には呼び出され迫害を受けた」²²といわれている。戦時下の日本では、宗教法人法の成立に続き、日本人による学校運営、キリスト教教育の禁止がすすめられていく。以下では、記録が残されている松蔭高等女学校を中心にあとづけてみたい。

全国的な動向としては、1940年9月6日、青山学院で開かれたキリスト教教育同盟校長会では次の申し合わせが行なわれた。その内容は次の通りである²³。

- 一、学校長、学部長は日本人たること。
- 二、学校経営主体は財団法人たること。
- 三、財団法人の理事の過半数は日本人たること。
- 四、未だ財団法人たらざる学校の設立者は日本人たること。
- 五、各学校は外国教会より経済の独立を期すること。

以上を受けた形で同年9月13日の松蔭理事会では次のことが決定する²⁴。

- 1、理事の構成は日本人三名、英国人二名とし、日本人が過半数を占めるようにすること。
- 2、評議員の構成は日本人一二名、英国人五名とすること。
- 3、財団法人、日本人校長、財政上の自主独立は従来通りとすること。
- 4、キリスト教教育と儀式を廃止し、その旨を教職員、生徒、その他各方面に公表すること。

その結果、具体的に次のような変化が生まれた²⁵。

- ①日米英関係の悪化にともないイギリスとアメリカ合衆国大使館が日本在住の自国民に帰国を警告し、1941年夏までに大多数の外国人が帰国し、その中には松蔭の関係者も含まれていたこと。学校の理事もフレデリック・ウォーカーとレオノラ・リーが1941年10月に理事を辞任し、理事は全員日本人となった。
- ②SPG 所有地に建てられた寄宿舎は1941年3月に閉鎖され、同年7月には外国人教師の辞任により校内の西洋館も空家となり、これを同窓会である千と勢会が創立50年記念として買い取り学校に寄附する形をとったこと。また、チャペルは学校校内から垂水に移築され、購買部は物資統制により同年末に閉鎖された。

- ③ 1940年9月に神戸教区主教のバジル・シンプソン(John Basil Simpson)が病氣療養のためアメリカ合衆国に出国した後、八代斌助(やしろひんすけ)が日本人として主教を務め松蔭の理事長を兼務することになった。しかし、1942年には文部省の指示により、財団法人松蔭高等女学校の寄付行為が改正されて、主教などの教会関係者は学校経営に携わることが出来なくなり、濱根帰岸太郎に交代した。
- ④ 1941年9月より、宗教的儀式、宗教的集会、聖書のクラス等、一切の宗教行事が中止された。戦争開始後は新年節、紀元節、天長節、明治説の四大節に加えて毎月8日の大詔奉戴日の教育勅語拝読、靖国神社臨時大祭時の護国神社参拝、軍人援護に関する勅語奉読式等が行なわれた。唯一行なわれたのは「校長の朝礼訓話の中に時折聖句からの引用があった」²⁶ことである。
- ⑤ これに先立って、1940年6月6日には奉安殿建設のためのバジル主教による「地鎮祝福式」が行なわれている。

以上のように、イギリスをはじめとした外国の宣教団体との関係を絶ち、したがって、その援助もなくなり、さらに学校関係者の中から教会関係者がいなくなることによって「学校の教会からの独立」がはかられた。同様のことは、プール高等女学校、香蘭女学校においても行われた。

プール高等女学校では、1940年4月に外国人宣教師の自発的引退により理事長の名出保太郎大阪教区主教を理事長とし、全員が日本人で構成された。同年8月からは、宗教教育が学校から校友会宗教部の事業に移され、講話も各学年とも週1回放課後に行なわれること、校内の清心館での祈祷会、日曜学校も廃止された。10月には創立五十周年式典を契機として校名が聖泉高等女学校と改称された。

香蘭女学校では英語教育の維持と宗教教育の継続という観点から各種学校としての組織を維持し、第二次世界大戦中も英語と宗教教育を実施していた。しかし、1944年に入り、鈴木二郎教頭が憲兵隊に拘置された後に3月に退職、井上仁吉校長、さらに志保澤トキ教諭も7月には辞職を余儀なくされた。代わりに東京都から視学官である篠原雅雄が校長として派遣され、香蘭高等女学校への改組が行われた。それによって、この時期から勤労働員の全学年への導入とともに英語教育と宗教教育は完全に停止したのである²⁷。なお、香蘭の理事長を務めた佐々木鎮次主教は須貝止主教とともに、1944年11月から12月、「主教会は秘密結社である」という告訴から検事による召喚取調べを受けた。翌年2月には、九段憲兵隊司令部に連行、拘禁され、その後は巣鴨拘置所に移されて「米英殊にカントベリー主教と結ぶスパイ嫌疑」、日本基督教団への合同反対を理由として迫害を受けた。身体的衰弱から釈放されたのは1945年6月のことである²⁸。

日中戦争開始以降の学校における学校組織の変化と戦時協力の主な動向について、プール高等女学校を例にみても次の通りである²⁹。多少、時期と用語の違いはあっても同様の変更を香蘭、松蔭、東京女学館も迫られ、実施している。

1937.11.15	全職員、生徒は早朝、高津神社、生国魂神社、阿倍野神社に参拝
1938.8	勤労奉仕団結成 清掃作業 作業前に宮城遥拝、国歌斉唱、皇軍将士の為黙祷
38.10.2	御真影奉戴式 清心館を宗教的会合に、体育館を国家的儀式に区別して利用
1939.5.22	「青少年学徒ニ賜ワリタル勅語」拝戴式に4、5年生参加
39.7.28	校内夏期学校（心身鍛錬集団訓練）
39.11.27	授業は高等学校の法定課目で行い、宗教教育は有志に対し課外で、という方針を理事会で確認
1940.4.	財団理事会を改組、外国人宣教師の引退で理事は全員邦人により構成される
40.8.15	宗教教育は校友会宗教部、祈祷会、日曜学校の廃止決まる
40.9.25	学校自衛団の結成（防空、防火、非常災害に備えた訓練
40.10.18	創立50周年式典—聖泉高等女学校に改称
40.11.10	紀元2600年奉祝会の開催
1941.2.6	5年生、伊勢神宮参拝
41.3.1	食糧増産の国策により校庭の3分1を農園に、校外農園でも野菜づくり
41.4	新入生の制服が標準服に、皇国民練成のため校友会を報国団に改組
41.8	国民皆泳主旨の水泳行事
41.8.22	聖泉高等女学校報国隊の結成
41.12.22	戦前、戦中最後のクリスマス礼拝、全校生徒による生国魂神社参拝
1942.4.8	入学式で国民儀礼と皇軍感謝、英霊への黙祷、国家斉唱、勅語唱和
1943.1	生徒全員のモンペ着用
43.4	英語が週2単位の選択科目に
11.1	3年生以上の工場動員（勤労奉仕隊）
1944.7.7	1、2年生登校して勤労奉仕、（グループによる聖書学習あり）
1945.3.31	5年生、4年生（繰上げ）卒業式
5.28	低学年にも学徒動員令
6.21	校舎の一部の疎開命令
7.21	校舎の一部を郵便局に貸与
8.15	「玉音放送」、生徒は任意登校 授業開始は9月1日

第5節 戦時下における学生標準服の導入

ガールガイドの日本への導入は、欧米式の生活・文化の都市生活者への浸透と期を一にしたものであった。補導団が導入された女学校が一部ガールガイドを指導したトロットたちの助言を受けながら洋服の制服を制定したのは先述した通りである。学校における制服は、その学校の文化的シンボルでもあったが、戦時体制は標準化の名目でその統制を計ることになった。戦時総動員体制は制服の素材である布地の不足問題と画一的な服装統一の

ため1941年1月に戦時下の女学生標準制服が決定された。プール女学院に所蔵される当時の生徒服装規定を示したい³⁰。

プール高等女学校生徒服装規定（1941）

生徒服装規定（昭和十六年四月改正）				
第一 総則				
第一條 生徒登校ノ際ノ服装ハ必ズ本規定ニ定メラレタル事項ヲ厳守スベシ				
第二條 生徒ハ外出ノ場合ト雖モ本規定ニヨル服装ヲナスベシ				
第三條 生徒ハ装具ヲ使用スベカラズ				
第二 服制				
第四條 頭髮ハ結髮トシ頭髮ハ結紐ハ学年別ニ左ノ色ノモノヲ用フベシ				
第五條 制服ハ左記ノ如ク規定セラレタル文部省制定ノ全国高等女学校生徒用制服ヲ着用スベシ				
部分	種別	冬服	夏服	運動服
	生地 製式	紺色サージ （商工省規格品） 右前合せ、前三ツ釦 襟ハ「ヘチマ型」 白覆襟ヲ附ス 袖先ハ四纏カフス釦附 帯ノ巾ハ三・五纏 留具ヲ以テ締ム 左胸部ニポケット 丈ハ背丈ヨリ約十五纏長クス	白色ポプリン （商工省規格品） 型ハ上ニ同ジ	白色ポプリン 型 スポーツ型 丈腰骨迄
袴	生地 製式	紺色 サージ 襷ナシ裾開キ丈ハ庄上約三十 纏以上上部ハ胴衣ニ物入釦掛 ハ左右両側ニ各一個	冬服ニ同ジ	紺色 サージ ニッカース型
一、袴ノ下ニハ膝下迄ノ同色中穿キ（ブルマース）ヲ穿ク 但シ夏ハ適宜トス。				
二、靴下ハ中穿キ（ブルマース）ト多少重ナル長サノモノヲ穿ク。				
三、所属学校ヲ表示スル為標識、校章「マーク」ノ類ヲ上衣ノ左胸部ニ附スルモノトス。				
四、上衣ノ上前見返シニ氏名ヲ記スベキ片布ヲ附ス。				
五、帽子ハ用ヒズ。但シ防暑上必要アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ。				

以上である。1941年の新入生から適用されたこの統一標準服は紺・ステープルファイバーのサージのツーピース・上着は和服と同じ右前打合せ、釦3個、共ベルト、ヘチマ衿に白い替衿付き、スカートは四枚接ぎセミフレアー、裾廻り180センチ以上で、生徒からは「みにくいデザイン統一」と言われた³¹。統一化によって学校名は左胸につけたバッチのみで示されることになり、校章バッチをそのためにあらたに制定した東京女学館のような対応も生まれた³²。当初は新入生のみでの着用であり、一部には上級生から譲り受けた従来の制服を着用する事例もみられた。

さらに、1943（昭和18）年になると、さらに商工省の立案で「米英模倣主義を一掃して、女子学生のスカートはすべてモンペにする」布告が示され、スカートの廃止が決定した。姓名・学年・組・血液型等を明記した布を胸に縫付けることになり、登下校は制服の上着にモンペ、勤労作業は上下モンペ姿となった³³。皮肉なことに「スカートが廃止になり、思い思いのモンペをはくようになって、一時服装に開放感が生じ」、「東京では、日本女子大のエプロンモンペ、共立女専の防空服、戸板学園の戸板モンペなど各学校が独自のモンペを創意工夫し」、個々人での応用した姿も各地でみられた。これに対し、大政翼賛会から婦人会等に対し「モンペはボロぎれで作れ」という警告が行われるのである³⁴。

第6節 国家総動員法と勤労働員

1938（昭和13）年4月1日国家総動員法が公布され、同年5月5日に施行された。この法律によって経済活動の全般に関わり、政府は議会の審議なく勅令等によって統制が可能となった。国民全般、そして女子生徒にも多様な形で動員と奉仕が求められることになった。

1939年7月8日には、国家総動員法第4条（「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ」）により、「国民徴用令」が制定された。1940年になると、労働力不足から在學生徒を含めた青少年の動員が検討される。青少年を戦争遂行のための重要産業に投入する目的で、同年2月1日には、国家総動員法第6条（「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其他ノ労働条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」）によって、「青少年雇入制限令」が制定され、一般青少年（12才以上30才未満の男子、12才以上20才未満の女子）の国家によって不要不急と判断した産業部門への雇用規制を計った³⁵。同年12月国民勤労報国協力令により勤労奉仕が義務化され、学校単位で勤労報国隊が結成され軍需工場への動員が始まった。

その後、1943年10月に「教育ニ関スル戦時非常措置方策」が閣議決定され、勤労働員の日数が年間の三分の一に延長された。これによって、短期間に多様な形で行われていた動員が中長期、あるいは通年に延長された。この方向は、1944年3月7日の「戦時非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」によって、通年動員の原則とさらに中等学校の

低学年の動員が確認された。

1944（昭和19）年1月18日、緊急国民勤労働員方策要綱が閣議決定された。緊急国民勤労働員方策要綱は、「国民勤労総力ノ最高度ノ発揚ヲ目途トシ国民勤労配置ノ適正化其ノ他国民勤労能率ノ飛躍的向上ヲ図ルト共ニ軍動員ト緊密ナル連繫ヲ保持シツツ国家ノ動員所要数ヲ充足為綜合的且計画的国民勤労働員ヲ強力ニ実施スル」ため、1、国民登録制度の確立、2、国民徴用運営の確立、3、学校在学者ノ勤労働員、4、女子の勤労働員、5、勤労給源の確保、6、勤労配置の適正、7、勤労能率の増進、8、行政の刷新、9、国民運動の展開から成り立っていた³⁶。

1944年2月25日には、「決戦ノ現段階ニ即応シ国民即戦士ノ覚悟ニ徹シ国ヲ挙ゲテ精進刻苦其ノ総力ヲ直接戦力増強ノ一点ニ集中シ当面ノ各緊要施策ノ急速徹底ヲ計ル」目的で非常決戦措置要綱が閣議決定されて、学徒動員の徹底、国民勤労態勢の刷新、防空体制の強化、空地利用の徹底、中央監督事務の地方委任等の措置が講じられた。3月7日には、学徒動員実施要綱により、学徒動員の通年実施、理科系学徒の重点配置、校舎の軍需提供が、義務となった。

また同年、3月18日には未婚女子の勤労働員を徹底するための女子挺身隊制度強化方策要綱が出され、女子挺身隊を職域、地域ごとに結成し、その強制加入について閣議決定された。それまで、戦時中の学生、生徒以外の女子勤労働員は、主に1943年9月の女子挺身隊によって行われた。女子挺身隊は、市町村長、町内会、部落会、婦人団体等の連携により14歳以上25歳以下の未婚女性を中心に結成されていたが、本格的動員には消極的であった。女子徴用は、日本の家族制度の特質から考慮を要するという立場、性別役割分業と国家によって奨励された出産・育児という意見に対する配慮であった。しかし戦局の急激な悪化と「本土決戦」を想定する非常事態の中で、男性と同様な女性に対する徴用が求められることになった³⁷。女子挺身隊制度強化方策要綱、さらに、同年8月23日に女子挺身勤労令が公布、即日施行され、これによって学校卒業後の若年未婚女性に対する徴用の根拠が与えられることになった。

同3月18日には、勤労昂揚方針要綱が閣議決定され、1、勤労統率組織の確立、2、勤労事務機関の整備、3、勤労者の養成及訓練の強化、4、勤労考査の徹底、5、要員基準の設定等勤労配置の適正、6、勤労者の生活環境の醇化、7、勤労衛生の刷新、8、学徒及女子の受入態勢の整備、9、協力向上の勤労管理に関する親工場の指導援助等の諸施策を講ずること、とされた³⁸。政府は、同年2月16日国民学校令等戦時特例を公布して、勤労働員のために義務教育の年限を満12才に引下げ、同2月19日国民登録を男子12～60才、女子12～40才に拡大した。同44年7月19日文部省通達「学徒勤労ノ徹底強化ニ関スル件」、8月23日勅令「学徒勤労令」の公布によって、中学校・高等女学校、国民学校高等科を含む生徒たちの工場配置がすすめられていった。なお、以上のように「矢継ぎ早に法令・通達が出されたが、それを受けた学徒の勤労働員の時期・動員先・学年は、地域・県・学校ごとに異なり、まちまちの状況」³⁹であるため、総合的な記録の収集と個別

の検討が課題となっている。

第7節 学校報国隊の結成、女子勤労働員の経緯

文部省の思想局が拡充された形で教学局に改組されて以降、各女学校でも奉仕作業、国防献金が行われた。プール学院に保存されている資料をみると次の通りである⁴⁰。1941（昭和16）年4月には皇国民練成の方針から校友会は報国団に改組され、夏には各高等女学校においても空襲への準備、学校防護の観点から各学年、クラスを基礎とした報国隊が結成されたのである。報告隊心得を次に示しておきたい。

生徒防空心得 聖泉高等女学校報国隊

一、戦時下生徒の心構へ

戦況の変化に伴ひ、今後如何に困難になろうとも、生徒はあくまで其の本分を確守して学業に専念すると共に、報国隊員として勇敢に学校防護に挺身し更に進んでは献身的に国防業務に従事するの覚悟を持たねばならぬ。

二、空襲の場合の心得

- 1 空襲下にあつても、学校は極力授業を継続する決心であるから、生徒は空襲を恐れてはならぬ。
- 2 学校の始業時刻前に空襲警報があつた場合は登校するに及ばぬが、解除になった場合は直ちに登校せねばならぬ。
- 3 在校中に空襲警報があつた場合は、報国隊本部の命令を俟って静かに待避の行動に移るのである。
- 4 在宅中に空襲警報があつた場合は、自家又は隣組の防護に努め、若くは警防団に協力せよ。
- 5 登校の途中又は帰宅の途中で、空襲に出会つた場合は、車内であれば乗務員の指図に従ひ道路上であれば最寄の隣組又は警防団の指揮者の指揮下に入り防護に協力すべきであるが、其の際本校生徒が数名居合わせならば其の中の一名が班長となって他の生徒を指揮せねばならぬ。此の一団の生徒を通学班と名付けることにする。

三、学校防護と生徒の任務

- 1 生徒一同は一人残らず報告隊員として、学校を防護すべき義務がある。
- 2 上級生は事態によっては学校に宿泊し、終夜の勤務に服さねばならぬことがある。
- 3 学校防護上必要ある場合は、空襲時と雖も生徒を登校せしめることもある。
- 4 学校防護に当る生徒は、報国隊勤務要領に従つて嚴重に勤務せねばならぬ、

四、日常の防空訓練

生徒は日常熱心に報国団国防訓練部の実施する訓練を受け、空襲時の防空動作が遺憾なく出来るやうに実力を養つて置かねばならぬ。

（昭和十六年十二月十二日）

ここに示されているのは米英との開戦直後の学校報国隊の防空心得である。プール学院（当時、聖泉高等女学校）の場合、報国隊は「学校長ヲ中心トシ教職員及ビ生徒一体トナリ指揮系統確立セル隊ヲ編成シ統制規律アル体制ヲ整理シテ修練組織ヲ強化スルト共ニ国家的要請ニ基ク各種ノ要務ニ服シ有効且迅速ナル活動ヲナスヲ以テ目的トス」⁴¹として、高等女学校1、2、3年を第一大隊、4、5年を第二大隊として構成され、各学年を一中隊に、クラスを一小隊に、さらに各クラスは10人程の4分隊で編成された。この時点では、空襲を想定した防護活動を主にしたものであったが、この組織はその後の教練と動員の基本組織となっていく。この点は、他の学校も同様である。

次に勤労奉仕から、勤労働員への変化について東京女学館の資料を確認すると次の通りである⁴²。

1937	赤十字社篤志看護婦会の依頼による傷病兵のための襦袢の裁縫、年末から翌年始まで中等科3年以上による軍肩章作り。
1938.7.21-	クラス分担による校内清掃、裁縫作業。
1939.7.21-	校内清掃、補修、裁縫作業。東京府依頼の慰問袋製作。7.「国民徴用令」
1940.5	東京府から「集団勤労作業実施要綱」、学校報国農場分配の指示
6.1	紀元2600年準備東京市肇国奉公隊に中等科四年以上470名参加、宮城外苑整備勤労作業、軍隊同様の編成がとられる。7月校内勤労作業。
7.20	全校勤労作業
11.21-22	高等科・中等科5年以上生徒、陸軍兵器補給廠（赤羽）の勤労作業
1941.7.21-	中等科3年以上、陸軍被服本廠から素材送付の傷病兵夏衣裁縫（計10日間）
.8.9-	中等科3年以上、板橋被服補給廠、赤羽兵器補給廠で勤労作業（計3日間）
11.4	宮城外苑整備勤労作業に全校二中隊、十一小隊編成で参加（防諜の指示あり）
11.25	東京府学務部長「勤労作業ニ関スル件」
1942.2.2-	中等科3年以上、東京理科工業所等に出動（計8日間）
2.8	「帝都ニ於ケル学校報国隊聯合大会」に参加
4.7	東京府「集団勤労作業実施ニ関スル件」5年三菱電機世田谷工場（10日間）
5.15	明治神宮外苑勤労作業、その後、被服本廠で傷病兵着衣製作
11.21-	内閣印刷局滝野川分室での作業
1943.3.1	中等科3年、東京第一陸軍造兵廠への動員（10日間）
6.25	「学徒戦時動員体制確立要綱」5年生、桜ゴムへの動員（6.21・10日間）
7.24-	夏休み勤労作業、防空・救護訓練、4年生、明星電気への動員（10日間）
10.29-	中等科3年、藤倉電線への動員（2週間）
11.15	白菊会勤労報国隊（女子挺身隊を同窓会単位で結成）結成
1944.1.18	「緊急学徒勤労働員方策要綱」閣議決定
1.24	高等科、東京師団経理部に動員 2.25「非常決戦措置要綱」閣議決定

3.7	学徒勤労働員の通年実施を閣議決定（これまでの10日前後までが中長期に）
3.18	「勤労昂揚方針要綱」閣議決定
7.1-	7.1-藤倉工業五反田工場（5年）、7.5-奈蔵電機大崎工場（4年）、8.16 田中航空計器（高等科）、8.28-彌栄工業作業を学校工場で（3年）各2ヵ月以上
8.	「学徒勤労令」「女子挺身勤労令」（7.学童集団疎開の通牒）
11.24-	11.24-前川精機製作所、12.1-高速機関工業・彌栄工業への動員はじまる（11.1-から警戒警報・空襲警報続く） 学校工場の3年生が彌栄工業等へ
1945.2.1-	海軍技術研究所計算班に校舎の一部貸与
3.18	決戦教育措置要綱、（3.10 東京下町を中心に無差別絨毯爆撃）
3.30	4.5年生同時に卒業（前年12月の「新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ伴フ附設課程ニ関スル件」により特設専攻科による勤労働員継続者多数）
5-	東京全域の工場の空襲被害、疎開者の増加により動員参加者の減少
5.22	「戦時教育令」 6.東京女学館学徒隊結成（第一中隊・高等科、特設専攻科、4年、3年生徒 第二中隊・2年、1年生徒）
7.23-	2年生、皇国第2012工場に動員
8.8	東京女学館学徒戦闘隊結成—3・4年生徒53名による6戦闘区隊の構成
8.27	生徒登校、臨時東京第三憲兵隊が学校の一部を宿舍に（9.15まで）

本格的な勤労作業、動員は1940年以降であり、継続的な動員はさらに後のことになるが、1937年から赤十字社篤志看護婦会の依頼による傷病兵のための裁縫作業、軍人の肩章づくり等の奉仕作業が開始されていたことがわかる。当初は精神総動員にむけて精神面での奉仕、協力の環境整備が重点にあり、併せて学校は総動員体制の中の組織として位置づけられていった。米英両国と開戦した以降も、しばらく動員は2日から10日程度の短期的なもの（10日間の場合も数日ごとに分担する形で出動した）であった。しかし戦局の悪化にしたがって1944年、とりわけ秋以降は長期の動員が恒常化し、その学年も高学年から低学年の動員に拡大することがわかる。東京女学館をはじめとした女学校の場合は国民学校初等科を対象とした集団学童疎開の対象とはならなかったが、この時期になると家族単位での疎開者もおおくなり、在籍者が徐々に減少する。

1945年3月には、中等学校令改正の適用をうけた1941年入学者である4年生が5年生とともに卒業した。しかし、彼女たちの多くは、勤労働員継続のために設置された敷設課程（東京女学館の場合特設専攻科）に進み動員は継続されることになった。それ以前の卒業生については、25歳未満の卒業生の挺身隊加入問題が生じた際に縁故等で就職が不可能な場合、同窓生がまとまって作業をすべく白菊勤労報国隊が結成され、1943年末から海軍銃剣道等の作業を開始した。なお、在學生、卒業生とも総ての報酬金はまとめられた形で国防献金に寄付された。

1945年3月以降は、決戦教育措置要綱によって実質的に授業そのものがほぼ成立しない状況になるが、同時に動員先が空襲被害によって稼働不可能な状態も増加した。同年5月には、戦時教育令によって本土決戦を前提とした学徒隊が組織され、さらに8月には3、4年生徒による東京女学館学徒戦闘隊結成が結成された。9名単位を原則とした戦闘区隊が6班組織された。

香蘭、プール学院、松蔭について戦時勤労工場動員の状況は次の通りである⁴³。

学校名	学年	期間	場所	工場名	形態	参考
香蘭女学校	5	1944-	東京	鬼足袋工場	通勤	軍服作り
香蘭女学校	5	1944-	東京	学校工場	通勤	軍服作り
香蘭女学校	4	1944-	東京	鬼足袋工場	通勤	軍服作り
香蘭女学校	4	1944-	東京	学校工場	通勤	軍服作り
聖泉高等女学校 (プール)	3 以上	1943 11-	大阪	大阪毛織、中西軸承、田辺製薬、敷島紡績、松下電器、被服廠、枚方火薬庫、極東製作所、大阪城地下工場、	通勤	
松蔭高等女学校	5	1944.4	神戸	住友鋼管、	通勤	
松蔭高等女学校	4	1944 7-	神戸	日本精工、金井重工業、日窯宝石、	通勤	
松蔭高等女学校	3	1944 6-		住友金属、川西航空	通勤	

各学校の生徒は、1944年11月以降は空襲の危機にもさらされながら勤労働員の日々を継続することになった。1945年5月24日の「山手空襲」で香蘭女学校は全焼し、東京女学館もさらに翌5月25日に続く空襲で講堂と校舎の一部が焼失した。松蔭も6月5日の神戸地区に対する大規模な空襲で校舎全体が焼失している。聖泉（プール）高等女学校では校舎への被害は大きくなかったものの、6月7日、敷島紡績城北工場に勤労働員中の教員1名、生徒6名が空襲で亡くなった。

第一次世界大戦後、イギリスから日本に導入されたガールガイドであった女子補導団は、イギリス、アメリカ合衆国との第二次世界大戦の中で解散を余儀なくされた。それは、敵国の女子青年教育であったからである。一方、見方を変えれば、ガールガイド運動がもっていた性格—総力戦への対応を想定した国家への忠誠と協力、機能的組織の確立と合理的対応、救護活動の技術、実践的活動の重視、活動しやすく統一された制服等は、全国の女学校組織、動員先の工場において実現されることになった。

小結

本章では、日中戦争・第二次世界大戦下の聖公会教会と補導団関係の女学校について概観した。15年戦争におよぶ対中国、世界大戦の中で日本の学校教育全体が変質し、キリスト教主義学校、とりわけイギリス・アメリカと関係の強い聖公会系の女学校には強い圧迫と弾圧があった。宗教団体に対する国家統制をはかった宗教団体法は、日本聖公会の宗教と教育活動を拘束するのみならず、教団統合をめぐる課題を戦後に継続する形で課すことになった。また、日本の対アメリカ・イギリス関係が悪化する中で、各校の外国人宣教師と教員は1930年代後半から帰国するが、ウーレイ、ヘールストンのように戦中の交換船で帰国したもの、また、レオノラ・リーのように日本に滞在した教員も存在した。

戦時下では、日本人による学校経営のみでなく、校名変更、奉安殿の設置とチャペルの撤去が行われた。最後まで各種学校で宗教教育を維持を試みた香蘭女学校では、役所から校長が派遣され、管轄する主教が拷問をうけている。私立学校の個性として登場した制服は戦時学生標準服に統一された。

戦争継続にともない、当初は奉仕活動として行われていた勤労作業はその後、学校単位での勤労働員として組織され、第二次世界大戦末期には本土決戦を想定した学徒隊の形態をとった。アメリカ戦略空軍による空襲によって校舎に被害があり、勤労働員先で死亡した教職員、生徒もあった。多くの被害を経て、四つの女学校、さらに日本のガールガイド運動は戦後の再出発をはかることになった。

女子補導団はイギリス、アメリカとの戦争体制の中で解散した。しかし、ガールガイド運動が目標のひとつとした総力戦下での国家への忠誠と協力、機能的組織の確立と合理的対応、救護活動の技術、実践的活動の重視、活動しやすく統一された制服等は、全国の女学校組織、動員先の工場において実現されることになった。

註：

-
- 1 吉岡文子「その時キリスト教主義の学校では」<西片町教会月報>前掲『香蘭女学校100のあゆみ』65ページ所収。
 - 2 法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑 特集版—太平洋戦争下の労働運動』1965年・労働旬報社。
 - 3 同前。
 - 4 松蔭女子学院校史編纂委員会『松蔭女子学院百年史』1992年、210ページ。
 - 5 法令何77号
 - 6 前掲210ページ。
 - 7 日本聖公会歴史編纂委員会『日本聖公会百年史』1959、189ページ。
 - 8 同前、190ページ。
 - 9 同前、182—183ページ。
 - 10 同前、185ページ。
 - 11 同前、192—193ページ。

-
- 12 同前、193-194ページ。
- 13 前掲『日本労働年鑑 特集版—太平洋戦争下の労働運動』
- 14 前掲『プール学院の110年』1990年、ページ。
- 15 同前、ページ。
- 16 同前、90-93ページ、および前掲『日本聖公会教役者名簿』を参照した。
- 17 前掲『松蔭女子学院百年史』581-582ページ（旧教職員名簿）および前掲『日本聖公会教役者名簿』を参照した。
- 18 詳細は『思い出のミス・リー』神戸聖ヨハネ教会・1996年。
- 19 前掲『香蘭女学校100年のあゆみ』50-62ページ、および前掲『日本聖公会教役者名簿』を参照した。
- 20 前掲『東京女学館百年史』付録16-20ページ、および前掲『日本聖公会教役者名簿』を参照した。
- 21 前掲『松蔭女子学院百年史』210-211ページ。
- 22 同前、211ページ。
- 23 同前、211ページ。
- 24 同前、212ページ。
- 25 同前、212-215ページ。
- 26 同前、214ページ。
- 27 前掲『香蘭女学校100年のあゆみ』62-63ページ、および卒業生（浦野信子さん・1942年3月卒、西野桂子さん・1944年入学-1950年卒の証言による。聞き取り日時、2006年1月23日、於、香蘭女学校同窓会事務所）。
- 28 前掲『日本聖公会百年史』200-201ページ。
- 29 『年表で見るプール学院の120年』2000年、19-22ページ。
- 30 「生徒服装規定（昭和十六年四月改正）」プール学院・資料室所蔵。
- 31 戦時下勤労働員少女の会『記録—少女たちの勤労働員 女子学徒・挺身隊勤労働員の実態—』BOC出版・1997年、51-52ページ。
- 32 前掲『東京女学館百年史』
- 33 前掲『記録—少女たちの勤労働員 女子学徒・挺身隊勤労働員の実態—』52ページ。
- 34 同前、52-53ページ。
- 35 児玉政介『勤労働員と援護』51ページ。
- 36 労働省『労働行政史』第1巻、労働法令協会・1961年、1091~1094ページ。
- 37 国家総動員審議会における提案理由は、次のとおりである。

「現下ノ緊迫セル戦局ノ下ニ於テ戦力ノ飛躍的増強ヲ図ルコトノ緊要ナルコトハ申ス迄モナイ所デアリマス。而シテ之ガ為ニハ相当多数ノ勤労者ヲ必要トスルノデアリマスガ他面一般男子ノ勤労給源ハ相当逼迫セル状況ニアリマスノデ、此ノ際女子ノ勤労ニ期待スル所極メテ大ナルモノガアルノデアリマス、政府ニ於キマシテハ従来女子ノ勤労働員ニ付キマシテハ時局段階ニ即応シ夫々施策シテ参ツタノデアリマシテ、特ニ昨年9月勤労ノ態様トシテ新ニ女子挺身ヲ自主的ニ組織セシメ相当ノ指導者ノ下ニ団体的ニ長期出勤ヲナシムルノ制度ヲ創設致シマシテ既ニ行政官庁ノ指導勸奨ニ依リ女子挺身隊ニ加入セル女子ノ数ハ数十万ニ達シテ居ル状況デアリマス、而シテ今後更ニ本制度ヲ強化シ女子ノ勤労働員ヲ促進スル為ニハ明確ナル法的根拠ノ下ニ女子挺身隊ノ加入、出勤ヲ的確ナラシムルト共ニ之ガ受入態勢ヲ刷新強化シ其ノ保護ニ付万全ノ措置ヲ講ジ以テ女子ヲシテ挺身勤労愛國ノ至情ヲ尽サシムルコトガ肝要デアリマスノデ茲ニ国家総動員法第5条及第6条ニ基ク勅令

ノ御制定ヲ仰ガントスル次第デアリマス、本勅令ノ運用ニ当リマシテハ特ニ皇国本来ノ家族制度ト女子ノ特性トヲ考慮シ徒ラナル強権ヲ発動ハ厳ニ之ヲ戒メ決戦下皇国女子ノ愛国心ニ訴ヘ挺身勤勞ヲ指導スルト共ニ受入態勢ノ整備強化ニ重点ヲ置ク方針デアリマス」(前掲『労働行政史』第1卷1121～1134ページ)。なお、45年3月の国民勤勞動員令により、女子挺身隊は国民義勇軍に再編成された。

³⁸ 同前、1013～1014、1023～1029ページ。

³⁹ 前掲『記録一少女たちの勤勞動員 女子学徒・挺身隊勤勞動員の実態一』8ページ。

⁴⁰ 「生徒防空心得 聖泉高等女学校報国隊」1941年、プール学院・資料室所蔵。

⁴¹ 「聖泉高等女学校報国隊要領」1942年、プール学院・資料室所蔵。

⁴² 前掲『東京女学館百年史』462～473ページ。および東京女学館資料室蔵の勤勞動員関係資料綴りより。

⁴³ 前掲『記録一少女たちの勤勞動員 女子学徒・挺身隊勤勞動員の実態一』、前掲『香蘭女学校100年のあゆみ』、前掲『年表で見るプール学院の120年』、前掲『松蔭女子学院百年史』を参照した。